

(別紙)

営業施設の構造設備等の概要

項目		男	女	項目		男	女	
建物の構造		鉄筋・鉄骨・木造 平屋・()階建		浴室	放熱パイプが触れない構造	有・無	有・無	
履物の収納等設備		有・無	有・無		熱気による設備	温度調節設備	有・無	有・無
脱衣室	衣類等の収納等設備	有・無	有・無		温度計	有・無	有・無	
	換気の構造設備	有・無	有・無		給・排気口	有・無	有・無	
	床面の照度	ルクス	ルクス		窓	有・無	有・無	
	男女相互及び外部から見通せない構造	有・無			通報装置(非常用ブザー等)	有・無	有・無	
	飲料水供給設備(飲用適の給水栓含む。)	有・無	有・無		屋外浴槽	保温部分から通路等への出入り構造	有・無	有・無
	床面積	m ²	m ²			浴槽の床面積	m ²	m ²
くず入れ	有・無	有・無	洗い場			有・無	有・無	
換気の構造設備		有・無	有・無		男女相互及び外部から見通せない構造	有・無	有・無	
床面の照度		ルクス	ルクス	排水設備	有・無	有・無		
男女相互及び外部から見通せない構造		有・無		屋内の浴槽水と配管を通じて混じらない構造	有・無	有・無		
飲料水供給設備(飲用適の給水栓含む。)		有・無	有・無	気泡発生装置等()	有・無	有・無		
床面のこう配		有・無	有・無	24時間を超えて使用する浴槽水を気泡発生装置等に使用しない構造	有・無	有・無		
排水設備		有・無	有・無	循環ろ過装置(能力)	有・無	有・無		
かみそり廃棄容器		有・無	有・無	洗い場	浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造	有・無	有・無	
浴室	洗い場	床面積	m ²		m ²	飲用不適な湯水の誤飲防止の措置	有・無	有・無
		給湯栓	個		個	便所便器	大	個
		給水栓	個		個		小	個
		シャワー	個		個	入浴上の注意事項の掲示	有・無	有・無
		洗いおけ	個		個	タオル、くし等貸与	有・無	有・無
腰掛け	個	個	備考					
浴槽	浴槽	床面積		主 m ² 副 m ²				
		踏み段	有・無	有・無				
		縁の高さ(湯水が流入しないための適切な措置)	cm (有・無)	cm (有・無)				

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第201号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

富山県告示第202号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン13階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

富山県告示第203号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第204号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

富山県告示第205号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第206号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第207号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ビビッドガーデン
東京都港区浜松町一丁目7番3号 第一ビル4階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 借入物品等の名称及び数量**

交通事故情報総合管理システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和13年12月31日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第

118号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼働後に、入札説明書に示した保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年5月1日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年4月3日から同年4月22日までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月14日 午前10時

イ 場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(4) 入札書の提出期限

令和8年6月3日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月3日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Traffic accident information total management system, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 3, 2026
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

Microsoftライセンス 一式

(2) 調達業務の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 調達期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（5年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降において、県の歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更し、又は解除する。

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするサービスの仕様が、入札説明書に示した機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を4の(4)に掲げる応札仕様書の提出期限までに、4の(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課

電話076-444-8934（直通）

(2) 入札説明書の交付

令和8年4月3日（金）以降、入札説明書等を富山県ホームページ「Microsoftライセンス 一式に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和8年4月10日（金）午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書の提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時15分

(5) 郵便による入札書の提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、

受領期限内必着とする。)

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和8年5月13日(水)午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、調達業務に要する一切の経費とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示したシステムを納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
(3) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Microsoft License 1set
- (2) Time limit of tender:By 11:00 a.m. 13 May 2026
- (3) Contact point for notification:
Information Systems Division
Digitalization Promotion Office
Regional Revitalization Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-8934

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年4月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) アルビスタピス店 高岡市福岡町下蓑 385

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社

4 新設の日 令和8年11月19日

5 店舗面積の合計 1,715m²

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地東側、南側／45台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側／14台、建物北東側／29台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側／60.0m²、建物南西側／60.0m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南西側／8.53m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時及び翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6箇所／敷地北側2箇所、敷地東側2箇所、敷地南側1箇所、敷地西側1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時～翌午前0時

8 届出の日 令和8年3月18日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年4月3日から令和8年8月3日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

土地改良区の役員の就任

庄川上流用水土地改良区の役員に次の者が令和8年3月11日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月3日

		富山県知事	新田八朗
職名	氏名	住所	
理事	片山康雄	南砺市北野	240番地